

第四百十回 参議院 地方行政委員会 會議録 第十三号

平成九年六月三日(火曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 峰崎 直樹君
理事 関根 則之君
真鍋 賢二君
小林 元君
朝日 俊弘君

委員 太田 豊秋君
上吉原 一天君
谷川 秀善君
山本 一太君
牛嶋 正君
風間 昶君
吉田 之久君
大湖 絹子君
渡辺 四郎君
有働 正治君
西川 潔君
田村 公平君

國務大臣 自治大臣 白川 勝彦君

政府委員 警察庁長官官房 総務審議官 金重 凱之君
自治大臣官房長 谷合 靖夫君
自治省行政局長 松本 英昭君

事務局側 常任委員会専門員 佐藤 勝君

本日の會議に付した案件

○地方行政の改革に関する調査
(行政書士法の一部を改正する法律案に関する件)

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。
地方行政の改革に関する調査のうち、行政書士法の一部を改正する法律案に関する件を議題といたします。

本件につきましては、真鍋賢二君から委員長の手元に行政書士法の一部を改正する法律案の草案が提出されております。内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際、まず提案者から草案の趣旨について説明を聴取いたします。真鍋賢二君。

○真鍋賢二君 ただいま議題となりました行政書士法の一部を改正する法律案の草案について、その趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

行政書士は、国家資格者として、官公署へ提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類を作成することを中心とした業務を行うことにより、行政の円滑な推進に寄与し、及び国民の利益の速やかな実現に貢献しているところであります。目まぐるしく変貌する社会にあつて、その業務は、制定廃止される法令に精通し、複雑化、高度化する行政に対応することが要求され、極めて高度な内容のものとなっております。また、近年、行政事務の合理化、効率化が求められており、その点からも行政書士の業務の重要性はますます大きなものとなってきております。この法律案は、このような現状を踏まえ、行政書士の業務の質を確保するため、行政書士の欠格事由に破産者で復権を得ないものに加え、罰則を整備するとともに、法律の目的規定を設けることとするものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、目的規定の創設についてであります。行政書士法は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便に資することを目的とすることを新たに規定することとしております。

第二に、欠格事由についてであります。欠格事由として、破産者で復権を得ないものに加えることとしております。

第三に、罰則の整備についてであります。まず、新たに無資格者による行政書士名簿の登録の虚偽申請について罰則を設けることとし、その法定刑としては、一年以下の懲役または三十万円以下の罰金に処することとしております。さらに、従来の罰則の中で、行政書士でない者の業務制限違反の場合について罰金の多額を三十万円に、行政書士の守秘義務違反の罰則を一年以下の懲役または十万円以下の罰金に、行政書士の名称の使用制限違反に対する罰金の多額を十万円にそれぞれ引き上げることとしております。また、行政書士会または日本行政書士会連合会の登記の懈怠に対する過料の多額を三十万円に引き上げることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとしております。以上がこの法律案の草案の趣旨及びその内容の概要であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(峰崎直樹君) 本草案に対し、質疑、御意見がございましたら御発言願います。――別に御発言もなければ、本草案を行政書士法の一部を改正する法律案として本委員会から提出すること

に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認めます。よつて、さう決定いたします。

なお、本會議における趣旨説明の内容につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五分散会

〔参照〕

行政書士法の一部を改正する法律(案)
行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第一条の二を第一条の三とし、第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(目的)

第一条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便に資することを目的とする。

第五條中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 破産者で復権を得ないもの
第七條第一項第一号中「第四号」を「第五号」に、「第六号」を「第七号」に改める。

第十九條第一項中「第一条」を「第一条の二」に改める。

第二十一條を次のように改める。

第二十一条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 行政書士となる資格を有しない者で、日本行政書士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして行政書士名簿に登録させたものの

二 第十九条第一項の規定に違反した者

第二十二條第一項中「六月」を「一年」に、「五万円」を「十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十二條の二 第十九條第二項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十三條第三号を削る。

第二十四條中「十万円」を「三十万円」に改める。

附則第十項中「第一条第二項」を「第一条の二第二項」に、「第十九條第一項但書」を「第十九條第一項ただし書」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

2 この法律による改正後の行政書士法第五条第三号の規定は、この法律の施行の日以後に破産者となつた者に係る行政書士の資格について適用する。

(経過措置)

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 行政書士法の一部を改正する法律の一部改正(行政書士法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第一条第二項」を「第一条の二第二項」に改める。